

第107期 決算公告

平成22年6月22日

福島市大町3番25号
株式会社東邦銀行
取締役頭取 北村清士

第107期（平成22年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|-------------------------|-----------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 54,729 | 預 金 | 2,841,977 |
| コールローン及び買入手形 | 118,109 | 譲 渡 性 預 金 | 127,638 |
| 買入金銭債権 | 3,521 | 借 用 金 | 15,000 |
| 商品有価証券 | 673 | 外 国 為 替 | 93 |
| 金銭の信託 | 9,113 | そ の 他 負 債 | 12,933 |
| 有 価 証 券 | 881,228 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 45 |
| 貸 出 金 | 2,051,786 | 退 職 給 付 引 当 金 | 9,287 |
| 外 国 為 替 | 2,252 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 623 |
| そ の 他 資 産 | 8,988 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 260 |
| 有 形 固 定 資 産 | 36,223 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 193 |
| 建 物 | 9,617 | ポ イ ン ト 引 当 金 | 55 |
| 土 地 | 23,664 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 4,335 |
| リ ー ス 資 産 | 129 | 支 払 承 諾 | 4,738 |
| 建 設 仮 勘 定 | 39 | 負 債 の 部 合 計 | 3,017,182 |
| その他の有形固定資産 | 2,772 | （純資産の部） | |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,212 | 資 本 金 | 23,519 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1,478 | 資 本 剰 余 金 | 13,653 |
| リ ー ス 資 産 | 134 | 利 益 剰 余 金 | 97,825 |
| その他の無形固定資産 | 599 | 自 己 株 式 | △ 182 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 13,865 | 株 主 資 本 合 計 | 134,815 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 4,738 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 5,780 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 29,234 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 225 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 6,006 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 206 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 141,027 |
| 資 産 の 部 合 計 | 3,158,209 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 3,158,209 |

第107期 (平成21年4月 1日 から) 連結損益計算書
平成22年3月31日 まで

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------------|--------|
| 経 常 収 益 | 62,841 |
| 資 金 運 用 収 益 | 47,479 |
| 貸 出 金 利 息 | 37,963 |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 9,275 |
| コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息 | 240 |
| 預 け 金 利 息 | 0 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 0 |
| 信 託 報 酬 | 0 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 9,861 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 2,646 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 2,853 |
| 経 常 費 用 | 52,167 |
| 資 金 調 達 費 用 | 5,180 |
| 預 金 利 息 | 4,415 |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 239 |
| コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息 | 2 |
| 借 用 金 利 息 | 390 |
| 社 債 利 息 | 131 |
| そ の 他 の 支 払 利 息 | 0 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 4,844 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 184 |
| 営 業 経 費 | 37,025 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 4,933 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 2,408 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 2,524 |
| 経 常 利 益 | 10,673 |
| 特 別 利 益 | 2 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 1 |
| そ の 他 の 特 別 利 益 | 1 |
| 特 別 損 失 | 414 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 156 |
| 減 損 損 失 | 258 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 10,261 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,884 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 176 |
| 法 人 税 等 合 計 | 3,707 |
| 少 数 株 主 利 益 | 4 |
| 当 期 純 利 益 | 6,550 |

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

東邦情報システム株式会社

なお、平成21年3月31日をもって解散いたしました東邦ビジネスサービス株式会社・東邦不動産サービス株式会社・東邦スタッフサービス株式会社につきましては、平成21年6月24日に清算終了しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 5社

会社名

東邦リース株式会社

東邦コンピューターサービス株式会社

東邦信用保証株式会社

株式会社東邦カード

株式会社東邦クレジットサービス

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

- ① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

- ② 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

(5) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

該当ありません。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当ありません。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）及び（2）（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 2年～40年 |
| その他 | 2年～20年 |

連結される子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 |

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号平成 20 年 3 月 10 日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号平成 20 年 3 月 10 日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は 94 百万円減少、繰延税金資産は 38 百万円増加、その他有価証券評価差額金は 56 百万円減少し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ 21 百万円増加しております。

Ⅲ. 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,112百万円、延滞債権額は56,275百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は191百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,571百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,150百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,462百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | | |
|-------------|------|------------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 3,846 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 預 金 | 39,652 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券82,912百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は974百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、607,564百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが595,883百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 48,315 百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,028 百万円
10. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は11,934百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 552円10銭
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 10.96%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等売却損665百万円、株式等償却788百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額258百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) |
|------|-------|-------|----------------|
| 福島県内 | 営業店舗 | 建物 | 4 |
| | 遊休資産 | 土地 | 0 |
| 宮城県内 | 営業店舗等 | 土地 | 226 |
| その他 | 営業店舗等 | 土地・建物 | 26 |
| 計 | | | 258 |

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 27円84銭
 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（当行および当行の関連会社）は、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。資金運用は事業性貸出や住宅ローンなどの貸出及び有価証券投資を中心に行っており、資金調達も、主に預金により行っておりますが、日常の短期的な資金繰りにおいては金融市場から調達を行う場合もあります。このように、主として金利変動により経済価値が変動する可能性のある金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、市場の状況や長短のバランスを考慮して資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、当行では、基本的に相場変動リスクにさらされている資産・負債に係るリスクを回避することを目的として、市場流動性の高い商品に限定してデリバティブ取引を利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の事業法人及び個人に対する貸出金であり、貸出先の倒産や経営悪化等を原因として貸出金の元本や利息の回収が困難となり当行が損失を被る信用リスクにさらされています。当行の主たる営業地域は福島県であり、福島県の経済情勢が貸出先の業況や担保価値等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、有価証券は主に債券、株式であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金及びコールマネーは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。また、変動金利での借入を行っており、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引には、顧客との金利スワップ、通貨スワップの直接取引があります。また、ALMの一環として、貸出金をヘッジ対象とした金利スワップ取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計の特例処理を適用しております。そのほか、外貨建運用にかかる外貨の調達手段として、通貨スワップ、為替予約があります。これらのデリバティブ取引は、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク（市場リスク）と、取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク（信用リスク）にさらされております。なお、当行では取引の対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引（レバレッジのきいたデリバティブ取引）は利用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理規程等を定め、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらのリスクの状況およびリスク管理の状況については、ALM委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、格付や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスクについて、リスク量を適切に把握し、経営体力の範囲内にコントロールするとともに、リスクの配分によって適切な収益の確保を目指すため、ALM運営の一環として管理しております。リスク管理の方法や手続等については、市場リスク管理規程等に定め、VaRのほか、金利感応度や資産・負債の期間別構成の分析、シミュレーションを用いたリスク分析などにより、金利等が変動した場合の影響度を多面的に把握するほか、有価証券種類ごとに保有限度額や損失限度額を設定し、価格変動リスクの軽減を図ることとしております。また、半期ごとにALM方針を作成し、ALM委員会で審議を行っております。リスクの状況およびリスク管理の状況については、ALM委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク量、取引規模、評価損益について、月次でALM委員会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理規程等を定め、資金調達や運用状況の分析を日々行うほか、定期的にシナリオに基づく資金繰り耐久度のチェックを行うことにより、流動性リスクを管理しております。これらのリスクの状況およびリスク管理の状況についてはALM委員会の審議を経て、取締役会へ定期的に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|-----------|--------|
| (1)現金預け金 | 54,729 | 54,729 | — |
| (2)コールローン及び買入手形 | 118,109 | 118,109 | — |
| (3)商品有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 673 | 673 | — |
| (4)有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 40,517 | 41,260 | 743 |
| その他有価証券 | 838,683 | 838,683 | — |
| (5)貸出金 | 2,051,786 | | |
| 貸倒引当金(※1) | △28,969 | | |
| | 2,022,817 | 2,049,828 | 27,010 |
| 資産計 | 3,075,529 | 3,103,283 | 27,753 |
| (1)預金 | 2,841,977 | 2,844,261 | 2,284 |
| (2)譲渡性預金 | 127,638 | 127,638 | — |
| 負債計 | 2,969,615 | 2,971,899 | 2,284 |
| デリバティブ取引(※2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (294) | (294) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | — | — | — |
| デリバティブ取引計 | (294) | (294) | — |

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

公共債の窓口販売業務として保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、純資産額に対する持分相当額を時価としております。自行保証付私募債については下記貸出金と同様の方法により時価を算出しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合に比べ「有価証券」残高は5,311百万円、「その他有価証券評価差額金」は3,185百万円それぞれ多く計上されており、「繰延税金資産」は2,125百万円少なく計上されております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、価格決定変数は、国債の利回り及び同利回りのボラティリティであります。

(5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を債務者の区分ごとの予想損失率に基づく理論値金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該貸出金の時価に当該ヘッジ手段の時価を含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金等の時価は、預金の種類ごとに元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利スワップ、通貨スワップ、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------|------------|
| ①非上場株式(※1)(※2) | 1,946 |
| ②組合出資金(※3) | 80 |
| 合計 | 2,027 |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について52百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が不動産など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預け金 | 15,235 | — | — | — | — | — |
| コールローン | 118,109 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | 121,703 | 170,074 | 214,536 | 68,280 | 245,925 | 12,627 |
| 満期保有目的の債券 | 13,110 | 17,107 | 10,299 | — | — | — |
| うち国債 | 13,110 | 17,107 | 10,299 | — | — | — |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 108,592 | 152,967 | 204,236 | 68,280 | 245,925 | 12,627 |
| うち国債 | 8,056 | 54,270 | 108,025 | 25,921 | 208,607 | 12,627 |
| うち地方債 | 17,863 | 16,973 | 24,233 | 11,313 | 6,120 | — |
| うち社債 | 74,488 | 54,958 | 54,008 | 17,472 | 31,105 | — |
| 貸出金(※) | 496,976 | 442,218 | 345,797 | 179,747 | 177,755 | 335,871 |
| 合計 | 752,024 | 612,292 | 560,333 | 248,027 | 423,681 | 348,499 |

(※) 貸出金のうち、期間の定めのないもの73,419百万円は含めておりません。

(注4) 預金および譲渡性預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金(※) | 2,638,786 | 175,196 | 27,972 | 12 | 9 | — |
| 譲渡性預金 | 127,638 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 2,766,424 | 175,196 | 27,972 | 12 | 9 | — |

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(重要な後発事象)

「従業員持株会信託」の導入について

当行は、平成 22 年 5 月 10 日開催の取締役会において、従業員の業績に対する意識を高め、株式価値の向上を目指した業務遂行を一層促進することにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として「従業員持株会信託」（以下、「持株会信託」といいます。）の導入を決議いたしました。

(従業員持株会信託の概要)

当行における持株会信託は、「東邦銀行従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての当行従業員を対象とするものです。持株会信託では、持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を当行が設定し、持株会信託が今後の一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を市場から取得します。その後、持株会信託は当該株式を毎月一定の日に持株会に売却します。信託終了時点までに、持株会に対する当行株式の売却を通じて持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として信託契約において予め定められた受益者要件を充足する当行従業員に分配されます。なお、当行は、持株会信託が当行株式を取得するための借入について、当行、持株会信託及び貸付人である借入先銀行との三者間で補償契約を締結するため、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当行が借入先銀行に対して残存債務を支払うこととなります。従業員持株会信託においては、持株会信託が保有する当行株式の議決権行使について、持株会の会員の意思が反映される仕組みが採られています。

| | |
|-------|--|
| 委託者 | 当行 |
| 受託者 | 住友信託銀行株式会社（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） |
| 受益者 | 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者 |
| 信託の目的 | 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付 |

なお、本持株会信託の期間、取得する当行株式の取得金額等の詳細につきましては未定であります。